



CONSULATE GENERAL OF JAPAN IN MIAMI

80 S.W. 8TH STREET, SUITE 3200, MIAMI, FL 33130
TEL: (305) 530-9090 | FAX: (305)530-0950

お知らせ（領事メール）

2022/6/6（月）11:20 配信

在外選挙人名簿登録申請（来館が困難な方に対する特例措置等について）

●当館では、本年4月1日から、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けた行動制限措置等の対象地域にお住まいの方（6月1日現在、当館の在外選挙管轄区域内に該当する地域はありません）や領事出張サービス等をご利用出来ない遠隔地等にお住まいの方等、一定の条件を満たす方に対して、在外選挙人名簿登録申請の際の本人出頭を免除する特例措置を開始しています。

<https://www.miami.us.emb-japan.go.jp/files/100325244.pdf>

●また本件特例措置利用時、事前に当館にご提出いただく申請書類につきましては、これまでの郵送、託送に加え、Eメールの添付ファイルもお受けできることとなりました（パスポートのコピー等の個人情報をメール送信することについては、漏えい等のリスクも踏まえ慎重にご検討いただき、ご都合の良い送付方法を選択してください。なお、当館では、個人情報保護のため、受信したEメール及びその添付ファイルは不要になった時点で適切に削除します。）。

●但し、Eメールの添付ファイルとして提出された申請書等の記載内容や署名が不鮮明な場合は、再提出をお願いすることがありますので、予めお含みおきください。

●ご本人確認、住所確認等のために行うビデオ通話はCisco Webex Meetingsに加え、ZOOMの利用も可能になっています。

●在外投票を行うためには、事前に在外選挙人名簿登録申請を行い、在外選挙人証を入手しておく必要があります。まだ在外選挙人名簿登録申請がお済みでない方は、今後の国政選挙に備えお早めに登録申請を行ってください。

在外選挙制度等の詳細につきましては、以下のホームページをご覧ください。当館までお問い合わせください。

外務省ホームページ「在外選挙」



<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/index.html>

総務省ホームページ「在外選挙制度について」

<https://www.soumu.go.jp/senkyo/hoho.html>

(了)